

## 対象者1人につき10万円

### 5月25日に特別定額給付金の申請書を発送

特別定額給付金を受け取るには**申請が必要**です(申請・受給権者は世帯主です)  
申請書の提出は**同封の返信用封筒で郵送してください。持参はご遠慮ください。**

申請期間

5月25日～8月25日 (消印有効)

給付の基準日

令和2年4月27日

対象となる方

基準日に住民基本台帳に記録されている方

給付額

給付対象者1人につき10万円

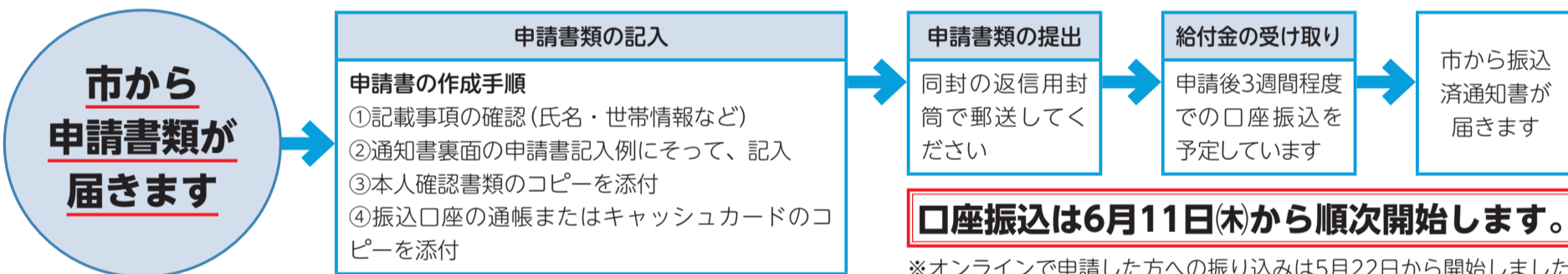
給付方法

**原則、世帯主名義の預金口座への振り込み**  
※世帯全員の分を世帯主に一括して支給します。  
※預金口座がないなどやむを得ない場合に限り7月以降に現金支給します。

申請方法

○郵送申請…5月25日以降に届く申請書に必要事項を記入・押印し、本人確認書類と振込口座の通帳またはキャッシュカードのコピーを添付して同封の返信用封筒で郵送してください。  
※6月中旬までに申請書が届かない方は、市コールセンターまでご連絡ください。

#### 郵送申請の手続きから給付金の受け取りまでの流れ



**口座振込は6月11日(木)から順次開始します。**

※オンラインで申請した方への振り込みは5月22日から開始しました。次の振り込みは5月27日(木)です。

#### 申請書と必要書類

##### ①申請書

- 氏名・生年月日などは印字しています。
- 通知書裏面の申請書記入例にそって、記入してください。



##### ②振込口座の通帳またはキャッシュカード

- 申請書にコピーを添付してください。※通帳は金融機関名・支店名・口座名義人のカナ氏名・口座番号が確認できるところをコピーしてください。

**お願い…振込口座は正確に記入してください。1文字でも誤りがあると振り込みができません。その場合、再度やり取りを行うため、給付金を支給するまで余計に時間がかかります。**

##### ③本人確認書類 ※有効期限があるものは期限内であること

- 次の書類のうち、いずれか1つをコピーし申請書に添付してください。
  - ①運転免許証(裏面に記載があれば両面)
  - ②旅券(パスポート)
  - ③マイナンバーカード
  - ④健康保険証
  - ⑤年金手帳
  - ⑥住民票
  - ⑦身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳など
  - ⑧在留カードなど、通常本人のみが所有するもので氏名・生年月日が確認できるもの
  - ⑨運転経歴証明書

#### 特別定額給付金の給付を装った詐欺にご注意ください。

- 市役所や総務省などの職員が、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることはありません。
  - ATMを自分で操作してお金を振り込んでもらうことはありません。
  - 市役所や総務省などの職員が住民の世帯構成・生年月日・銀行の口座番号などを、電話・郵便・メールで問い合わせをすることはありません。
  - 不審な電話などがあった場合は、警察署や市役所へご連絡ください。不審に感じたら迷わずご相談ください。
- ☎ 我孫子警察署 ☎ 7182-0110

#### 問い合わせ先

特別定額給付金コールセンター

(市) ☎ 7185-1763 (平日午前9時～午後5時)

(国) ☎ 0120-260020 (毎日午前9時～午後8時)

▶特別定額給付金Q&A



# ！ 新型コロナウイルス感染症対策 生活・事業者の支

## 生活の支援

### ◎生活資金などに困ったとき

#### 緊急小口資金

**対象** 休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため貸し付けを必要とする世帯

**貸付限度額** 20万円以内(無利子)

#### 総合支援資金

**対象** 収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯。かつ、他の公的給付または公的な貸付を受けることができない世帯。  
※自立相談支援事業などによる支援を受け、ハローワークなどの支援を受けることに同意していることが必要です。

**貸付限度額** 単身世帯…月15万円、複数世帯…月20万円※原則3カ月以内

**〈共通〉据置期間(返済猶予期間)** 貸し付けした日の翌月から1年以内

**問** 我孫子市社会福祉協議会 ☎7184-1539

#### 【労働金庫でも緊急小口資金の申込取次を行っています】

**期間** 7月31日(金)まで

**問** 労働金庫連合会 ☎0120-22-5755(平日のみ)

#### 住居確保給付金

離職・廃業から2年以内または休業などにより収入が減少し、住宅を失う恐れがある方に、求職活動などを要件として期限付きで家賃相当額を支給します。

**問** 社会福祉課・内線394、652

### ◎仕事を休んだとき

#### 国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者に対する傷病手当金

会社などに勤めている国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者で感染した方、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のために勤務することができなかつた方のうち、一定の要件を満たした方に対して傷病手当金を支給します。

**問** 国民健康保険…国保年金課・内線324

後期高齢者医療保険…国保年金課・内線414

### ◎子育て世帯への支援

#### 子育て世帯へ臨時特別給付金

児童手当を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)に対して臨時特別給付金を支給します。

**給付額** 対象児童1人につき1万円

**支給対象者** 平成16年4月2日～令和2年3月31日に生まれた児童の児童手当の受給者

※特例給付受給者は対象外です。

※DVを理由に避難しているなどの特別な理由がある方は要件に該当していても受給できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

**申請方法** 本給付金の申請は不要です。ただし、公務員は申請が必要です。

※受給を希望しない方はご連絡ください。

**支給時期** 7月中(予定)※支払日が確定次第、支払通知書を発送します。

**支給方法** 児童手当を受給している口座に振り込み

**申・問** 子ども支援課・内線347

#### 保育園・学童保育室の保育料

家庭保育を実施した2歳児クラスまでの子どもの保育料(利用者負担額)や学童保育料は、日割りで計算し減額しています。

**期間** 6月30日(火)まで

**問** 保育課 ☎7185-1490

子ども支援課 ☎7185-1492

### ◎税や公共料金の納税(支払い)猶予・減免

#### 納税が困難な方への猶予

事業などに係る収入に減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。

※猶予期間内の途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付することも可能です。

**対象** ①と②の要件を満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問わず)

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降において、1カ月以上、事業などに係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。

②納期限までに納付または納入が困難であること

**対象の地方税** 2月1日～令和3年1月31日までが納期限となる個人市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税など

**申請期間** 6月30日(火)または納期限(納期限が延長した場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに窓口へ申請

**問** 収税課・内線471

#### 市・県民税の納税通知書は6月11日(木)に発送予定

**納付期限** 普通徴収(納付書・口座振替)第1期…6月30日(火)

**納付場所** 納付書裏面に記載のある金融機関・コンビニエンスストア

※令和2年度分の市・県民税の証明書は6月1日(月)から交付します。

#### 市・県民税の税額決定について

確定申告の申告期限が変更され、4月17日以降も申告を受け付けています。これに伴い、提出した確定申告書などの内容が税額の算定に間に合わない場合があります。申告書などの内容が確認でき次第、税額を変更します。

**問** 課税課…納税通知書・内線401、証明書・内線457

#### 水道料金・下水道使用料の猶予

**対象** 水道料金・下水道使用料の支払いが一時的に困難となっている方

**問** 水道局お客様センター ☎7184-0116

#### 国民健康保険税の減免・猶予

主たる生計維持者の事業収入・給与収入などが前年より一定程度減少した世帯に、申請により保険税を減免します。申請方法などは今後、市ホームページや広報あびこなどでお知らせします。

徴収猶予は「納税が困難な方への猶予」と同様の制度です。

**対象** ①世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った世帯

②世帯の主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯

・事業収入などのいずれかの減少額(保険金・損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上

・前年の所得が1000万円以下

・減少する事業収入以外の前年所得の合計額が400万円以下

**問** 国保年金課・内線930、912

#### 介護保険料の減免・猶予

世帯の主たる生計維持者の事業収入・給与収入などが前年より一定程度減少したことなどにより介護保険料の納付が困難になった第1号被保険者(65歳以上)の方は、減免または猶予になる場合があります。

**問** 高齢者支援課介護保険室・内線425



# 援に関する制度と相談窓口

各事業について詳しくは市ホームページでご確認ください。  
(5月18日現在の情報です)

## 事業者の皆様へ

### ◎主な支援制度・相談窓口

給付	1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少した	→ 持続化給付金(国の制度)	給付額:法人200万円以内・個人事業者100万円以内 昨年1年間の売上からの減少分が上限	→ 持続化給付金コールセンター ☎0120-115-570
		→ 千葉県中小企業再建支援金	賃借している事業者がない場合:最大20万円 または、1事業所を賃借している場合:最大30万円 または、複数事業所を賃借している場合:最大40万円	→ 千葉県中小企業再建支援金相談センター ☎0570-04-4894
	1カ月の売上が前年同月比で20%以上50%未満減少した	→ 我孫子市事業継続支援金(最大30万円)	対象となる事業者:一律10万円 市内に事業所を賃借している場合:10万円加算 市内に複数の事業所を賃借している場合:さらに10万円加算	→ 我孫子市商業観光課 ☎7185-1734
	売上の比較ができない創業者	→ 我孫子市創業支援補助金(特例)	賃料補助(補助率2分の1):月額5万円(上限) 期間:1年間	→ 我孫子市企業立地推進課 ☎7185-2214
	従業員を休業させた	→ 雇用調整助成金(特例)	労働者の雇用の維持を図る場合に休業手当・賃金などの一部を助成。助成率は、企業の雇用条件で変動	→ 千葉労働局 職業対策課 事業所給付係 ☎043-221-4393
	従業員が小学校などの休校で仕事を休んだ	→ 小学校等休業対応助成金	助成額:労働者1人1日につき8330円が上限 助成率:10分の10	→ 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999
小学校などの休校で仕事を休んだ	→ 小学校等休業対応支援金	助成額:就業できなかった日1日につき4100円 対象:個人で仕事をしている方	→	
貸付	融資を受けたい	→ 千葉県新型コロナウイルス感染症対応特別貸付	中小企業向け信用保証付き融資制度 【個人事業主】 売上高など前年同月比が5%以上減少で保証料・金利ゼロ 【小・中規模事業者】 売上高など前年同月比が5%以上減少で保証料2分の1 売上高など前年同月比が15%以上減少で保証料・金利ゼロ	→ 千葉県経営支援課 ☎043-223-2707
		→ 政府系金融機関による融資	日本政策金融公庫:新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス対策マル経融資 商工組合中央金庫:危機対応融資 いずれも特別利子補給制度※との併用により実質無利子化 ※詳細は、中小企業庁ホームページで今後公開予定	→ 日本政策金融公庫(松戸支店) ☎047-367-1191 商工組合中央金庫相談窓口 ☎0120-542-711
相談	資金繰り全般に関する相談			→ 中小企業金融相談窓口 ☎0570-783183
	労働全般に関する相談			→ 千葉労働局総合労働相談コーナー ☎043-221-2303

### ◎中小企業者・個人事業者への支援・相談窓口

#### 持続化給付金(法人200万円以内・個人事業者などに100万円以内を支給)

国では、特に大きな影響を受けている事業者に、事業全般に広く使える給付金を支給します。詳しくは持続化給付金事務局ホームページ(QRコード参照)をご覧ください。

申請期間 令和3年1月15日(金)まで

☎ 持続化給付金事業コールセンター☎0120-115-570

#### 千葉県中小企業再建支援金(最大40万円)

売上が大きく減少している事業者に支援金を支給します。詳しくは千葉県中小企業再建支援金特設サイト(QRコード参照)をご覧ください。オンライン申請も可能です。

申請期間 8月31日(月)まで

☎ 千葉県中小企業再建支援金相談センター☎0570-04-4894



### 市独自の支援策

#### ◎我孫子市事業継続支援金(最大30万円)

売り上げが大きく減少しているが、50%以上減少した月がないため、国や県の給付金を受けられない地元中小事業者を対象に、市が独自に最大30万円の支援金を支給します。

#### 給付額

- ①対象となる事業者に一律10万円を支給
- ②市内に事業所を賃借している場合、10万円を加算
- ③市内に複数の事業所を賃借している場合、さらに10万円を加算

#### 主な条件

- ①市内に事業所を有する法人または個人事業主であること。※国・公共法人・政治団体・宗教団体などは除く。
- ②法人の場合は、実質的な本店(主たる事務所)が市内または隣接市町(柏・印西・取手市、利根町)に所在すること。※医療(調剤薬局を含む)・福祉・保育

のサービスを主に提供する市内事業所は本店がどこにあっても構いません。  
③令和2年1月~7月に、売上が前年同月比で20%以上減少した月があり、かつ50%以上減少した月がないこと。ただし、7月までに申請する場合は申請の前月までを比較の対象とします。

④資本金の額または出資の総額が10億円未満であること。その定めがない場合は常時雇用する従業員数が2000人以下であること。

⑤令和元年12月以前から事業収入(売上)があり、今後も事業を継続する意思があること。

⑥新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、何らかの協力や取り組みをしていること。

⑦我孫子市の税金を滞納していないこと。

⑧暴力団・暴力団員などと密接な関わりをもっていないこと。

申請期間 8月31日(月)まで(必着) ※商工会の会員には申請書を郵送します。

☎ 商業観光課☎7185-1734

#### ◎宿泊施設の利用によるテレワーク促進補助金

在宅勤務が難しい方に対し、テレワークを行うことを支援するため、利用料の一部を補助します。

対象 4月7日~6月30日に市内の宿泊施設でテレワークを行った市民の方

補助額 利用料の2分の1(1回の利用につき上限2000円)

☎ 企業立地推進課・内線504

#### ◎我孫子市創業支援補助金(特例)

国・県などの給付金の対象にならない創業者などに、申請要件の緩和と申請手続きの特例制度を設けました。

対象 令和2年1月1日~4月6日に創業した方または、7月14日(火)~市主催の実践創業塾(実施日未定)の最終日翌日までの間に創業した日から3年を経過する方

補助額 事業所などの賃料の2分の1(上限月5万円)

☎ 企業立地推進課☎7185-2214



市からのお知らせをメールで配信しています。右記 QR コードを読み込むか、我孫子市携帯サイト (<http://www.city.abiko.chiba.jp/mob/>) へアクセスしてください。パソコンからは、市ホームページ内「メール配信サービス」をご覧ください。



アプリ「マチイロ」で広報あびこが閲覧できます。アプリは左記 QR コードからダウンロードできます。

新型コロナウイルス感染症対策 臨時号

事業者の申告の延長・軽減措置など

◎法人市民税 申告などの延長

事業活動の縮小や感染拡大防止を目的とした企業の勧奨により在宅勤務をしているなどの理由で、通常の勤務体制を維持できず申告・納付が期限内に困難な場合、期限を延長します。申告・納付が可能となった時点で申告書を提出してください。

**申請方法** ◎税務署に期限の延長を申請したことが分かる書類の写しを申告書などに添付(余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載※電子申告は法人名または所在地の後に入力)  
※申告・納付期限は原則申告書の提出日となります。

☎ 課税課・内線334

◎中小事業者などが所有する償却資産・固定資産税・都市計画税の軽減措置

厳しい経営環境に直面している中小事業者などに対して、令和3年度の1年分に限り償却資産・事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の負担を軽減します。

◎令和2年2月～10月までの任意の3カ月間の売上高と前年の同期間を比較し、  
・30%以上50%未満減少 2分の1軽減  
・50%以上減少 全額免除

※令和3年1月31日(日)までに認定経営革新等支援機関などの認定を受けて市役所に申告してください。

☎ 課税課・内線336

税に関する問い合わせ先一覧

◎個人市民税	申告…課税課市民税担当・内線401 課税内容…課税課市民税担当・内線401 証明書…課税課税政担当・内線457
◎法人市民税	申告など…課税課市民税担当・内線334
◎固定資産税	固定資産税、都市計画税…課税課家屋調査担当・内線336
◎税に関する納付	徴収猶予…収税課徴収担当・内線471

農業者への支援

☎ 農政課 ☎7185-1481

国や県、市の支援などは農政課にご相談ください。

◎主な支援

- ・持続化給付金(最大100万円)  
☎ 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
- ・我孫子市事業継続支援金 ☎ 商業観光課 ☎7185-1734
- ・農業保険(収入保険、農業共済)支払期限の延長  
☎ 千葉県農業共済組合本所 ☎043-245-7447
- ・貸付利子の無利子化・保証料の免除など  
☎ 経営局金融調整課 ☎03-3501-3726

その他の支援

◎学費などの支援が必要な学生

高等教育修学支援制度(授業料・入学金などの免除・減額)、貸与型(無利子、有利子)など

☎ 日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301

◎税の優遇

文化芸術・スポーツなどチケットを払い戻さず寄付することで税を優遇

相談メール ✉ticket-kifu-soudan@mext.go.jp

☎ 文化庁 ☎03-5253-4111

新たな支援策の準備を進めています

ひとり親家庭への給付金や修学旅行の日程変更により発生した料金を市が負担すること、飲食店などで使用できるプレミアム付きチケットなどの支援策を、6月議会に提案する予定です。

帰国者・接触者相談センターへの相談・受診の新たな目安

新たな目安

- 息苦しさや強いだるさ、高熱など強い症状 → **すぐに相談**
- 比較的軽い風邪の症状 4日以上続く場合 → **必ず相談**

帰国者・接触者相談センター

◎松戸健康福祉センター(松戸保健所)  
☎047-361-2140(平日午前9時～午後5時)  
聴覚障害の方など ☎047-368-0689

◎千葉県  
☎0570-200-613(24時間対応)  
聴覚障害の方など ☎043-224-8910

※問い合わせ多数により、電話がつながりにくい場合があります。

自分と大切な人を守るためにできること

◎不要不急の外出をしない

生活必需品の買い出しや医療機関への通院は「必要な外出」になるので、予防対策をした上で出かけください。

◎3つの「密」を避ける

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多数が集まる密集場所
- ③間近で会話や発声をする密接場面



◎会話をする時もマスクをつける

WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛沫がある」と報告しています。咳チケットはもちろん、会話をする時もマスクをつけましょう。



ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる場合  
家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～

- 1 部屋を分けましょう
- 2 感染者のお世話はできるだけ限られた方で
- 3 マスクをつけましょう
- 4 こまめに手を洗いましょう
- 5 換気をしましょう
- 6 手で触れる共有部分を消毒しましょう
- 7 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう
- 8 ゴミは密閉して捨てましょう



ご本人は外出を避けてください。ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。詳しくは厚生労働省ホームページ(QRコード参照)をご覧ください。

